

## 在留期間満了に伴うお手続きのお願い

当金庫では、日本国籍を保有せず本邦に居住するお客さまが、お取引開始時に本人確認書類としてご提示いただいた在留カードの在留期間が満了した際には、在留期間の更新の有無等を確認させていただくこととしています。

なお、在留期間の確認が必要なお客様に対しては、既にお届けいただいているご住所あてに「在留期間確認について」のご案内をお送りしておりますので、案内に沿ってお手続き願います。

### 1. 在留期間を更新された場合のお手続き

最新の在留期間の確認をしたく、更新された在留カードおよび当金庫の普通預金通帳をご持参のうえ、お近くの店舗へご来店いただきますようお願いいたします。

また、期限内に更新のお手続きができない場合や期限内にご来店できない場合、取引店等へご連絡ください。

※ご提示いただきました「在留カード」は、当金庫にて写しをとらせていただきます。

### 2. 在留期間を更新されない場合、または口座を使用しなくなった場合のお手続き

お近くの店舗にご来店いただき、在留期間を更新されない旨、または口座を使用しない旨をお申し出のうえ、普通預金口座の解約の手続きをお願いいたします。

※口座を解約される際、当金庫の普通預金通帳および当金庫にお届けいただいたご印鑑をご持参ください。

### 3. 引越しにより住所や電話番号が変更になった場合のお手続き

お近くの店舗にご来店いただき、各種変更のお手続きをお願いいたします。

※住所変更の手続きの際、最新の在留カード、当金庫の普通預金通帳および当金庫にお届けいただいたご印鑑をご持参ください。

### <取引の制限等>

当金庫にて、最新の在留期間の確認ができない場合、当金庫普通預金規定に基づき、普通預金口座の利用を停止させていただきますので、ご承知置きください。

お客さまには、お手数をおかけすることとなりますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



2024年9月13日